

2022（令和4）年度 国際医療福祉大学  
動物実験に関する自己点検・評価報告書

2023（令和5）年4月

国際医療福祉大学 大田原動物実験委員会

## I. 規程及び体制等の整備状況

### 1. 機関内規程

1) 評価結果 ■ 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 □ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 □ 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 国際医療福祉大学・動物実験規程（平成 30 年 4 月 1 日施行 別紙 1）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ・ 機関内規程は基本指針に適合している。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・ 該当しない。

### 2. 動物実験委員会

1) 評価結果 ■ 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 □ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 □ 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 国際医療福祉大学・動物実験規程（平成 30 年 4 月 1 日施行） ・ 国際医療福祉大学・動物実験委員会名簿（ホームページでは公表しない ※別紙 2）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ・ 国際医療福祉大学動物実験委員会は適正に運営出来る体制にある。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・ 該当しない。

### 3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。 <input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 国際医療福祉大学・動物実験規程 (平成 30 年 4 月 1 日施行) ・ 国際医療福祉大学・基礎医学研究センター施設運営委員会規程 (平成 26 年 4 月 1 日施行 別紙 3)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。) ・ 動物実験規程により、動物実験の実施体制は適正に定められている。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・ 該当しない。

### 4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 国際医療福祉大学・動物実験規程 (平成 30 年 4 月 1 日施行) ・ 国際医療福祉大学・組換え DNA 実験安全管理規程 (平成 30 年 4 月 1 日施行 別紙 4)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。) ・ 動物実験規程、組換え DNA 実験安全管理規程が適正に定められている。 ・ 感染動物実験は行われていない。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・ 該当しない。

## 5. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか?)

### 1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

### 2) 自己点検の対象とした資料

- ・国際医療福祉大学・動物実験規程（平成30年4月1日施行）
- ・国際医療福祉大学 動物実験・緊急時対応マニュアル（平成26年10月10日版）

### 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

- ・実験動物の飼養保管施設は適正に管理され、実験動物管理者が置かれている。

### 4) 改善の方針、達成予定時期

- ・該当しない。

## 6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

- ・特になし。

## II. 実施状況

### 1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果 ■ 基本指針に適合し、適正に機能している。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 国際医療福祉大学・動物実験規程 (平成 30 年 4 月 1 日施行)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) ・ 動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしている。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・ 該当しない。

### 2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果 ■ 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 国際医療福祉大学・動物実験計画書 ・ 国際医療福祉大学・実験室使用計画書 ・ 国際医療福祉大学・組換え DNA 実験申請書 ・ 動物実験報告書、組換え DNA 実験報告書
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) ・ 動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が適正に実施されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・ 該当しない。

### 3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 国際医療福祉大学・組換え DNA 実験安全管理規程 (平成 30 年 4 月 1 日施行)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) ・ 安全管理を要する動物実験は適正に実施されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・ 該当しない。

### 4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物の飼養保管は適正に実施されているか?)

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 国際医療福祉大学・動物実験規程 (平成 30 年 4 月 1 日施行)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) ・ 実験動物の飼養保管は適正に実施されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・ 該当しない。

## 5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか? 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか?)

1) 評価結果 ■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 国際医療福祉大学・動物実験規程 (平成 30 年 4 月 1 日施行) ・
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) ・ 飼養保管施設は、適正な維持管理が実施されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・ 該当しない。

## 6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果 ■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 国際医療福祉大学における動物実験教育訓練実施状況 (別紙 6) ・ 実施回数 年 1 回、参加人数 人
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) ・ 動物実験従事者 (教職員、研究員、研究生、院生、学部学生) を対象とした教育訓練は適正に実施されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 ・ 該当しない。

## 7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

1) 評価結果 ■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 国際医療福祉大学・動物実験規程 (平成 30 年 4 月 1 日施行) ・ 動物実験に関する自己点検・評価報告書 ・ 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針 (平成 18 年文部科学省告示 71 号)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) ・ 本学ホームページ上に情報を公開している。
4) 改善の方針、達成予定時期

## 8. その他

1) 国際医療福祉大学・動物実験規程 (平成 30 年 4 月 1 日施行)	(別紙 1)
2) 国際医療福祉大学・動物実験委員会の構成 (平成 30 年度)	(別紙 2) ※非公表
3) 国際医療福祉大学・基礎医学研究センター施設運営委員会規程 (平成 26 年 4 月 1 日施行)	(別紙 3)
4) 国際医療福祉大学・組換え DNA 実験安全管理規程 (平成 30 年 4 月 1 日施行)	(別紙 4)
5) 国際医療福祉大学・動物実験緊急時マニュアル (平成 26 年 10 月 10 日版)	(別紙 5)
6) 国際医療福祉大学・動物実験教育訓練実施状況	(別紙 6)
7) 国際医療福祉大学・動物慰霊祭実施状況	(別紙 7)



## 国際医療福祉大学動物実験規程

### 前文

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号、最終改正平成 17 年 6 月 22 日)」(以下「法」という)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年環境省告示第 88 号)」(以下「飼養保管基準」という)、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 6 月)」(以下「基本指針」という)を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成 18 年 6 月)」(以下「ガイドライン」という)を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験の実施方法を定めるものである。

### 第1章 総則

#### (趣旨および基本原則)

第1条 この規程は、国際医療福祉大学(以下「本学」という)における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会(以下「委員会」という)の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

- 2 動物実験については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう)、使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう)の 3R、(Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作(48 時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。

- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類等脊椎動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む)をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者(学部長、研究科長、基礎医学研究センター長など)をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者(専任教員など)をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 指針等 動物実験に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

## 第2章 適用範囲

第3条 この規程は、本学において実施される生体を用いる全ての動物実験に適用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験の実施を本学以外の機関に委託する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験に関する基本指針に基づき、動物実験が実施されることを確認しなければならない。

## 第3章 組織

第4条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第4章に定める委員会を大田原キャンパス、成田キャンパスに、それぞれ大田原動物実験委員会、成田動物実験委員会を置く。

また、その他のキャンパスには小委員会を置くことが出来る。小委員会は、大田原動物実験委員会もしくは成田動物実験委員会の下部組織として、当該キャンパスの動物実験全般の委員会業務を担当する。

## 第4章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果。

- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制。
- (5) 自己点検・評価。
- (6) その他、動物実験の適正な実施のための必要事項。

(委員会の構成)

第6条 大田原キャンパス、成田キャンパスの各動物実験委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長が指名する者
- (2) 研究推薦を担当する責任者の地位にある教員
- (3) 理事長が指名する者
- (4) 事務局長または事務部長

(委員長等)

第7条 学長は、第6条に掲げる委員の中から委員長を指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その任務を代行する。

(委員の任期)

第8条 学長は、第6条に掲げる者を委員に任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(担当事務)

第9条 大田原動物実験委員会に関する事務は、大田原事務局管理課が行う。成田動物実験委員会に関する事務は、成田事務局管理課が行う。

- 2 事務担当者は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行う。

## 第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第10条 動物実験責任者は、動物実験により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性。
- (2) 代替法を考慮した実験動物の適切な利用。
- (3) 動物実験の目的に適した動物種の選定、実験成績の精度と再現性を左右する動物数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件の考慮。
- (4) 苦痛を軽減した適切な実験。
- (5) 苦痛度の高い実験(致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験など)の計画段階における人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験打ち切りタイミング)

の設定検討。

- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたとき、委員会に審査を付議し、結果を当該動物実験責任者に通知する。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を経ずに実験を行うことができない。

(実験操作)

第11条 動物実験実施者は実験の実施に当たり、法・飼養保管基準・指針等に則し、特に以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験を行う。
  - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守する。
    - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用。
    - ② 実験終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮。
    - ③ 適切な術後管理。
    - ④ 適切な安楽死の選択。
  - (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物を用いる実験)については、関係法令及び本学における関連規程に従う。
  - (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体を扱う動物実験について、安全のための適切な施設や設備を確保する。
  - (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努める。
  - (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行う。
- 2 動物実験責任者は、実験実施後、所定の様式により、使用動物数、計画変更の有無、成果について学長に報告しなければならない。

## 第6章 施設等

(飼養保管施設の設置)

- 第12条 飼養保管施設設置・変更の場合、管理者は所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得なければならない。
- 2 動物実験責任者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該施設での飼養若しくは保管又は動物実験を行うことができない。
  - 3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定する。

(飼養保管施設の要件)

- 第13条 飼養保管施設は、以下の要件を満たす必要がある。
- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさを保つことができる構造とする。
  - (2) 動物種や飼養保管数に応じた飼育設備を有する。
  - (3) 床や内壁は清掃、消毒が容易な構造で、器材洗浄や消毒を行う衛生設備を有する。
  - (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有する。
  - (5) 臭気、騒音による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられている。
  - (6) 廃棄物の処理が適切に行われている。
  - (7) 実験動物管理者がおかれている。

(実験室の設置)

第14条 飼養保管施設以外において、実験室を設置・変更の場合、管理者は所定の「実験室設

置承認申請書」を提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定する。
- 3 動物実験実施者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む)を行うことができない。

(実験室の要件)

第15条 実験室は、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されている。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造である。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられている。
- (4) 廃棄物の処理が適切に行われている。

(施設等の維持管理及び改善)

第16条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験遂行に必要な施設の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第17条 施設等廃止の場合、管理者は所定の「施設等廃止届」を学長に届け出るものとする。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

## 第7章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアル(標準操作手順)の作成と周知)

第18条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第20条 管理者は動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行う。
- 3 実験動物管理者は動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じる。

(給餌・給水)

第21条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行う。

(健康管理)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物並びに飼養保管施設に対し適切な処置を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

- 第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

- 第24条 管理者は実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

- 2 管理者は年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

- 第25条 管理者は実験動物譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

- 第26条 管理者は実験動物輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

## 第8章 安全管理

(危害防止)

- 第27条 管理者は逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

- 2 管理者は人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が被った実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は毒ヘビ等の有毒動物の飼養又は保管をする場合、人への危害の発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めるものとする。
- 5 管理者は実験動物の飼養や動物実験の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

- 第28条 管理者は地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

- 2 管理者は緊急事態発生時、実験動物保護、逸走による危害防止に努めるものとする。

## 第9章 教育訓練

- 第29条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けるものとする。

- ① 関連法令、指針、本学の定める規程。
- ② 動物実験方法に関する基本的事項。
- ③ 実験動物の飼養保管に関する基本的事項。

- ④ 安全確保、安全管理に関する事項。
  - ⑤ その他、適切な動物実験の実施に関する事項。
- 2 管理者は教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

## 第10章 自己点検・評価・検証

- 第30条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせる。
- 2 委員会は、動物実験実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

## 第11章 情報公開

- 第31条 本学の動物実験に関する情報(動物実験規程、実験動物飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等)を毎年1回公表する。

## 第12章 補則

(準用)

- 第32条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうよう努めなければならない。

(適用除外)

- 第33条 畜産に関する飼養管理の教育・試験研究・畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る)の飼養・保管、及び生態観察を行うことを目的とした実験動物の飼養・保管については、本規程を適用しない。

(雑則)

- 第34条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

- 第35条 この規程の改廃は、常任理事会の承認事項とする。

付則

本規程は、平成19年 7月 18日から施行する。

付則

本規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

付則

本規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

【別紙 3】

国際医療福祉大学基礎医学研究センター施設運営委員会規程

第1条 この規程は、国際医療福祉大学（以下「本学」という）、基礎医学研究センター施設（以下「本施設」という）の適正な管理と円滑かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

第2条 本施設の管理運営に関し、次の各号に掲げる事項を司るため、基礎医学研究センター施設運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。

- 一 本施設内の各研究室の管理責任者の指名
- 二 本施設の利用計画の承認
- 三 本施設の利用の調整
- 四 本施設の利用状況の掌握及び報告（年間各研究利用数、実験内容等）
- 五 その他本施設の運営に関する事項

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- 一 基礎医学研究センター長
- 二 基礎医学研究センター教員 1名
- 三 国際医療福祉大学病院・塩谷病院、リハビリセンターの医師 各1名
- 四 保健医療学部、医療福祉学部の教員 各1名
- 五 薬学部の教員 1名
- 六 大学院の教員 1名
- 七 事務局の職員 2名
- 八 その他委員長が指名した者 若干名

2 前項第3号から第6号までの委員は、それぞれの部門等から推薦を受けた者とする。

3 運営委員会委員は教授会の議を経て、学長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、留任は妨げない。

但し、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、基礎医学研究センター長をもって充てる。

第4条 運営委員会の開催は、月1回を原則とする。

2 運営委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴することができる。

3 運営委員会で協議または決定した事項は、学長に報告し、必要に応じ承認を得るものとする。

第5条 運営委員会の事務は、大田原キャンパス事務局管理課が行う。

附 則 この規程は、平成16年9月15日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規定は、平成26年4月1日から施行する。



## 国際医療福祉大学組換え DNA 実験安全管理規程

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この規程は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成 15 年法律第 97 号) および関連する政省令、告示等(以下「法令」という。)に基づき国際医療福祉大学(以下「本学」という。)における遺伝子組換え生物等の使用等以下「組換え DNA 実験」という。)を計画し、実施する際に遵守すべき安全確保に関する基準を示し、もって組換え DNA 実験の安全かつ適切な実施と研究の推進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この規程で用いる用語の定義については、法令の定めるところによる。

#### (対象)

第 3 条 この規程は、本学において行われる組換え DNA 実験を対象とする。

### 第 2 章 組換え DNA 実験の安全を確保するための組織

#### (実験従事者)

第 4 条 本学において組換え DNA 実験に従事するもの(以下「実験従事者」という。)は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 第 3 章第 9 条の定めるところにより、組換え DNA 実験従事者名簿に登録されていること。
- (2) 組換え DNA 実験の計画及び実施に当たって、実験責任者の指示に従い、安全確保について十分自覚し、必要な配慮をすること。

#### (実験責任者)

第 5 条 実験従事者のうち個々の組換え DNA 実験計画の遂行について責任を負う者を組換え DNA 実験責任者(以下「実験責任者」という。)とする。

2 実験責任者は、法令及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術ならびにこれらを含む関連知識及び技術に習熟した者であり、かつ、次の任務を果たすものとする。

- (1) 組換え DNA 実験計画の立案及び実施に際しては、法令及びこの規程を遵守し、安全主任者との緊密な連絡のもとに、組換え DNA 実験全体の適切な管理・監督に当たること。
- (2) 実験従事者に対して第 4 章第 24 条の定める教育訓練を行うこと。
- (3) 組換え DNA 実験計画を学長に提出すること。実験計画を変更しようとする場合も同様とする
- (4) 第 3 章第 20 条及び第 21 条の定めにより、遺伝子組換え生物等(組換え体)を含む

試料及び廃棄物に関する記録を作成し、保管すること。

- (5) 組換え DNA 実験を終了又は中止したときは、第 3 章第 11 条第 4 項に定めるところにより、安全主任者を通じて学長に報告すること。
- (6) 組換え DNA 実験の安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた場合又は組換え DNA 実験中若しくは輸送中の事故があった場合は、直ちにその旨を学長、安全委員会及び安全主任者に報告すること。
- (7) その他組換え DNA 実験の安全確保に関して必要な事項を実施すること。
- (8) 実験責任者は、その任務を果たすに当たり、安全主任者の助言・勧告を求めることができる。

(学長)

第 6 条 学長は、実験従事者が行う組換え DNA 実験の安全確保について責任を負い、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 安全委員会の委員及び安全主任者を任命すること。
- (2) 安全委員会の審議を経て組換え DNA 実験に関する規程を制定すること。
- (3) 安全委員会の助言を得て、第 4 章第 25 条に定める実験従事者の健康管理にあたること。
- (4) 法令の定める資料を保存するとともに、主務大臣の求めに応じ当該資料を提出すること。
- (5) 組換え DNA 実験について、安全委員会の審査を経て、承認を与え、又は与えないこと。
- (6) 事故等の報告があった場合において、安全委員会及び安全主任者と連携して、その状況、経過等について調査を行い、必要な処置、改善策等について指示を行うこと。
- (7) 組換え DNA 実験の安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた旨報告があった場合又は外部環境等に影響を及ぼすおそれのある事故の報告があった場合は、直ちにその旨を主務大臣に報告すること。
- (8) その他組換え DNA 実験の安全確保に関して必要な事項を実施すること。

(組換え DNA 実験安全委員会)

第 7 条 本学に組換え DNA 実験計画の安全かつ適切な実施を確保するため、国際医療福祉大学組換え DNA 実験安全委員会（以下「安全委員会」という。）を大田原キャンパス（大田原組換え DNA 実験安全委員会）と成田キャンパス（成田組換え DNA 実験安全委員会）に置く。

2 各安全委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 第 8 条の組換え DNA 実験安全主任者
- (2) 組換え DNA の研究に従事している教員のうちから学長の指名する者 3 名
- (3) 組換え DNA 実験研究者以外の教授、准教授又は講師 2 名
- (4) 教職員の健康安全管理等に責任を有する事務系職員（原則として事務局長または事務部長） 1 名

(5) 理事長が指名する者 1名

- 3 前項第2号から第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合は、速やかに委員の補充を行う。ただし、任期は前任者の残任任期とする。
- 4 各安全委員会に委員長を置く。
- 5 委員長は、第2項第1号及び第5号の委員を除く委員の中から互選によって定める。
- 6 委員長は、安全委員会を招集し、その議長となる。
- 7 安全委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、これらの事項に関して学長に対し、助言又は勧告するものとする。
  - (1) 組換えDNA実験に関する規定の制定改廃
  - (2) 組換えDNA実験計画の法令及びこの規程に対する適合性
  - (3) 組換えDNA実験に係る教育訓練及び健康管理
  - (4) 事故発生の際の必要な処置及び改善策
  - (5) その他組換えDNA実験の安全確保に関し必要な事項
- 8 安全委員会は、必要に応じ、安全主任者及び実験責任者に報告を求めることができる。
- 9 安全委員会は、必要に応じ、学内外の学識経験者に意見を求めることができる。
- 10 各安全委員会の事務は、各事務局管理課において処理する。
- 11 各項に定めるもののほか、安全委員会の運営に関し必要な事項は、安全委員会が定める。

(組換えDNA実験安全主任者)

第8条 組換えDNA実験計画の安全に関する学長の任務を補佐するため、組換えDNA実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）を各キャンパスに置く。

- 2 安全主任者は、法令及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技能並びにこれらを含む関連知識及び技術に習熟した教職員のうちから学長が任命する。安全主任者の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 安全主任者は、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。
  - (1) 組換えDNA実験が法令及びこの規程に従って適正に遂行されるよう配慮すること。
  - (2) 組換えDNA実験の安全性について、学長に対し助言又は勧告をすること。
  - (3) 実験責任者に対し指導助言を行うこと。
  - (4) その他組換えDNA実験の安全確保に関する必要な事項の処理に当たること。
- 4 安全主任者は、その任務を果たすに当たり、必要な事項について委員会に報告するものとする。

第3章 組換えDNA実験の安全確保のための手続

(実験従事者の登録)

第9条 本学において組換えDNA実験を行う者は、あらかじめ所属長の同意を得て、安全主任者を通じ学長に組換えDNA実験従事者の登録申請書（別紙様式1）を提出する。

- 2 前項の申請をした者は、第4章第25条第1項に規定する健康診断を受けなければならない

ない。

- 3 安全主任者は、前項の健康診断において可とされた者について、これまでに受けた組換え DNA 実験に係る安全教育の内容・経験等を審査し、安全委員会に諮り、実験従事者として適当と認められたものに限り、組換え DNA 実験従事者名簿（以下「実験従事者名簿」という。）に登録するものとする。
- 4 前項の登録の有効期間は、登録を受けた年度内とし、更新を妨げない。
- 5 安全主任者は、実験従事者名簿を学長に提出するものとする。

（申請）

第 10 条 組換え DNA 実験を実施しようとする実験責任者は、次の各号に掲げる書類を安全主任者を通じ学長に提出する。必要な場合は、当該組換え DNA 実験計画の安全性を評価するための資料を添付する。組換え DNA 実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 組換え DNA 実験計画申請書添付書類（別紙様式 2）

(2) 組換え DNA 実験計画書（別紙様式 3）

- 2 前項の場合において、当該組換え DNA 実験が法令の定めるところにより主務大臣の認可を受ける必要があるときは、実験責任者は前項の提出書類に加えて、法令の定められた様式により作成した大臣確認申請書の写しを、安全主任者を通じ学長に提出する。

（承認、終了及び結果報告書）

第 11 条 前条の申請があったときは、学長は安全委員会に諮り、承認を与えるか否かの決定を行うものとする。

- 2 学長は、前項の決定を行ったときは、速やかに安全主任者を経由して当該実験責任者に通知する。
- 3 実験責任者は、申請内容に変更が生じた場合や、組換え DNA 実験が終了又は中止した場合は、直ちに書面をもってその旨を安全主任者を経由して学長に報告する。複数年度にわたる実験計画においては、実験責任者は各年度末に組換え DNA 実験継続確認書（別紙様式 4）を提出する。
- 4 実験責任者は、大臣確認実験に当たっては法令の定められた結果報告書を必要に応じて主務官庁に提出する。その際、結果報告書の写しを学長に提出し、学長はそれを 5 年間保存する。

（改善勧告及び承認の取消）

第 12 条 学長は、承認を与えた組換え DNA 実験の安全性について疑いを生じた場合には、組換え DNA 実験の一時停止を命ずるとともに、安全委員会に諮り、実験方法の改善の勧告又は承認の取消しを行う。

（審査基準）

第 13 条 安全委員会が組換え DNA 実験計画の安全性について審査する場合は、原則として法令に基づいて行うものとする。

（組換え DNA 実験の安全な実施）

第 14 条 組換え DNA 実験は、その安全を確保するため、微生物実験室で一般に用いられ

る標準的な実験方法を基本とし、法令の定める組換え DNA 実験の安全度評価に応じて、物理的封じ込め及び生物学的封じ込めの 2 種の封じ込めの方法を適切に組み合わせて計画され、実施されなければならない。

2 実験従事者、実験責任者、学長及び安全主任者は、第 2 章に規定する任務をそれぞれ適切に果たすものとする。

(施設・設備の設置及び管理保全)

第 15 条 学長は、必要に応じて組換え DNA 実験に使用する実験室又は実験区域（以下「実験施設」という。）を法令に定める物理的封じ込めの基準に従って設置し、その管理保全に努めなければならない。

2 学長は、実験施設の設置、管理保全又は認定について安全委員会及び安全主任者に助言・勧告を求めることが出来る。

3 実験責任者は、法令に定める物理的封じ込めの基準を満たす既存の実験室又は実験区域について所属長及び当該実験室又は実験区域の管理責任者の同意を得た上で、実験施設としての認定を申請することができる。

4 前項の申請は組換え DNA 実験施設設置申請書（別紙様式 5）により、安全主任者を經由して学長が行う。

5 第 3 項の申請について、学長は安全委員会の審議を経て承認を与え、又は与えないことを決定し、速やかに安全主任者を經由して該当実験責任者に通知する。

(実験施設への出入)

第 16 条 実験施設へ出入する者は、物理的封じ込めの程度に応じて法令に定める実験実施要項を遵守しなければならない。

(標識)

第 17 条 P2 レベル以上の物理的封じ込め実験が進行中の場合には、実験施設の入口に当該実験の物理的封じ込めのレベル及び実験中である旨の標識を掲げなければならない。

2 組換え体を保管する冷凍庫及び冷蔵庫等にもその旨を表示しなければならない。

(組換え体の取扱い)

第 18 条 組換え体の取扱いについては、その組換え体を作成する際に適用される法令に基づく組換え DNA 実験の物理的封じ込めのレベルに応じて厳重に取扱わなければならない。

(組換え DNA 実験試料の取扱い)

第 19 条 実験従事者は、組換え DNA 実験開始前及び組換え DNA 実験中において、組換え DNA 実験に用いられる核酸供与体、宿主、ベクター等が生物学的封じ込めの条件を満たすものであることを厳重に遵守しなければならない。実験施設へ出入する者は、物理的封じ込めの程度に応じて法令に定める実験実施要項を遵守しなければならない。

(組換え体を含む試料及び廃棄物の取扱い)

第 20 条 組換え体を含む試料及び廃棄物の保管に当たっては、「組換え体」であることを明示し、その組換え体を用いる組換え DNA 実験に関して定められた物理的封じ込めの条

件を満たす実験室、実験区域又は大量培養実験区域に安全に保管しなくてはならない。

2 実験責任者はこの組換え体を含む試料及び廃棄物の記録を作成し、保存する。ただし、P2 レベル以下の物理的封じ込めを必要とする組換え体を含む試料及び廃棄物の記録は、実験記録をもってかえることができる。

(組換え体を含む試料及び廃棄物の運搬)

第 21 条 P2 レベル以下の物理的封じ込めを必要とする組換え体を含む試料及び廃棄物を実験室の外に運搬する場合には、堅固で洩れのない容器に入れて実験室で密閉してから搬出しなくてはならない。

2 P3 レベル以上の物理的封じ込めを必要とする組換え体を含む試料及び廃棄物を実験室又は実験区域の外に運搬する場合には、前項に加え、万一容器が破損しても内容物が漏出しないようにするとともに、容器又は包装物の見やすいところに「取扱注意」の朱文字を明記すること。また、本材料を郵送する場合には、郵便規則第 8 条第 3 号、国際郵便規則第 68 条並びに万国郵便条約の施行規則第 119 条及び第 120 条に準ずること。

3 実験責任者は、運搬又は郵送の都度、運搬する組換え体の名称、数量、運搬先（研究機関名及び実験責任者名）を記録し、保管すること。P2 レベル以下の物理的封じ込めを必要とする組換え体を含む試料及び廃棄物の記録は、実験記録をもって代えることができる。

(組換え体の譲渡等)

第 22 条 組換え体の譲渡、提供、委託は実験責任者が行う。

2 組換え体の譲渡等を行おうとする実験責任者は、譲渡先において明確な使用計画があること及び適切な保管体制が整備されていることを事前に確認するものとする。

3 組換え体の譲渡等を行う実験責任者は、法令に定められた情報を法令に定められた方法で譲受者に提供するものとする。

(教育目的組換え DNA 実験)

第 23 条 教育目的組換え DNA 実験については、科目責任者の同意のもとに実施する。別表に定められた宿主－ベクター系及び供与 DNA を用いる場合には特に手続きを必要とせず、P1 レベル以上の拡散防止策をとって実施するものとする。それ以外の宿主－ベクター系あるいは供与 DNA を用いる場合には通常の組換え DNA 実験の手続きを経て実施するものとする。

#### 第 4 章 教育訓練及び健康管理

(教育訓練)

第 24 条 実験責任者は、組換え DNA 実験開始前に実験従事者に対し、法令及びこの規程を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。

- (1) 危険度に応じた微生物安全取扱い技術
- (2) 物理的封じ込めに関する知識
- (3) 生物学的封じ込めに関する知識

- (4) 実施しようとする組換え DNA 実験の危険度に関する知識
  - (5) 事故発生の場合の措置に関する知識（組換え体を含む培養液が漏出し場合の化学的処理による殺菌等の措置に対する配慮を含む。）
- 2 実験責任者は、前項の教育訓練の計画及び実施に関して安全主任者の協力を求めることができる。
- 3 実験責任者は、実験従事者が人に対する病原微生物を取扱う場合には、あらかじめ予防治療の基本方針について検討し、必要に応じて抗生物質、ワクチン、血清等を準備する。  
(健康管理)

第 25 条 学長は、実験従事者の健康管理につき、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 実験従事者に対し、組換え DNA 実験開始前及び開始後 1 年を越えない期間ごとに健康診断を行うこと。
  - (2) 健康診断の結果を記録し、保存すること。
- 2 実験従事者は、健康に変調をきたした場合、又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合、それが組換え DNA 実験と関連すると判断されるときには、実験責任者又は安全主任者に報告しなければならない。また、上記の事実を知った当該実験従事者以外の者についても同様とする。

## 第 5 章 異常事態発生時の措置

(通報)

第 26 条 業務中不測の事故や異常事態が発生した場合には、実験従事者は直ちに実験責任者又は安全主任者に通報し、適切な応急処置をとらなければならない。

第 27 条 地震、火災、盗難等による実験施設の異常を発見した者は、直ちに実験責任者又は安全主任者に通報しなければならない。

(実験責任者のとる措置)

第 28 条 実験責任者は、実験従事者が次の各号に該当するとき又は同様の報告を受けたときは、直ちに調査するとともに、必要な措置を講ずること。

- (1) 組換え体を誤って飲み込み又は吸い込んだとき。
- (2) 組換え体により皮膚が汚染され、除去できないとき又は感染を起こすおそれがあるとき。
- (3) 組換え体により実験施設が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。
- (4) 健康に変調をきたした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかったとき。

第 29 条 実験責任者は、第 26 条、第 27 条又は第 28 条の報告を受けた場合及び異常事態を発見した場合は、必要に応じて実験施設の使用禁止又は立入禁止の措置を講ずるとともに、消毒その他必要な措置をとり、直ちに学長、安全委員会及び安全主任者に報告し、安全主任者の指示を受けなければならない。

- 2 実験責任者は事故処理後、所定の様式により組換え DNA 実験に係る事故処理報告書

(別紙様式 6) を安全主任者を經由し、学長に提出しなくてはならない。

(安全主任者のとる措置)

第 30 条 安全主任者は、第 26 条、第 27 条又は第 28 条の報告を受けたときは、直ちに事故の内容等を確認の上、学長に報告するとともに実験責任者に対し必要な指示をしなければならない。

(学長のとる措置)

第 31 条 学長は、第 29 条又は第 30 条の報告を受けたときは、直ちに事故内容等を確認の上、応急の措置を講じなければならない。また、必要に応じ安全委員会の招集を命じ、事故の事後措置等について諮問するものとする。

2 異常事態の結果、障害者または障害の発生するおそれのある者が生じた場合は、学長は、緊急措置をとるとともに医師の診察を受けさせなければならない。

## 第 6 章 記録

(記録保存)

第 32 条 学長は、次の各号に掲げる文書を保存しなければならない。

- (1) 組換え DNA 実験計画書及び組換え DNA 実験結果報告書
- (2) 実験従事者名簿
- (3) 組換え DNA 実験施設設置申請書
- (4) 組換え DNA 実験に係る事故処理報告書
- (5) P3 レベル以上の実験区域への出入者の氏名、目的等の記録
- (6) 実験従事者の健康診断受診の記録

## 第 7 章 雑則

(守秘義務)

第 33 条 この規程の運用に携わる者は、法令の定める場合を除き、組換え DNA 実験計画に関する事項について秘密を守らなければならない。

(雑則)

第 34 条 この規程に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 18 年 5 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。



平成26年10月10日

動物実験委員会

国際医療福祉大学に於ける動物実験に係る緊急（震災、火事、停電等）時対応マニュアルを、以下に定める。

## 1. 事前対策

### 1) 動物福祉上の配慮

- ・水源（貯水等を含む）の確保に努める
- ・飼料の備蓄（1ヶ月分程度を目安に備蓄）に努める
- ・汚物処理対策として、古新聞、ウエットティッシュ、ポリ袋、ポリ手袋等の備蓄に努める。
- ・空調機能の確保・維持を図るために、自家発電装置の設置等対策の検討に努める

### 2) 動物の逃亡防止への配慮

- ・脱出防止装置の付いたケージで飼育することが望ましい
- ・飼養保管設備の出入口には、十分な高さの鼠返しを取り付ける
- ・飼養保管設備内の吸排気口には金網ロックを施すことが望ましい
- ・飼養保管設備内に窓がある場合は、金網入りガラスを使用することが望ましい
- ・定期的に飼養中動物の数量を確認する

### 3) 地域住民への配慮

- ・緊急時、地域住民に無用な不安を与えないよう、地域住民の求めがあれば、当施設の構造・研究内容等について説明または資料の提供を心掛ける

## 2. 災害発生時における措置

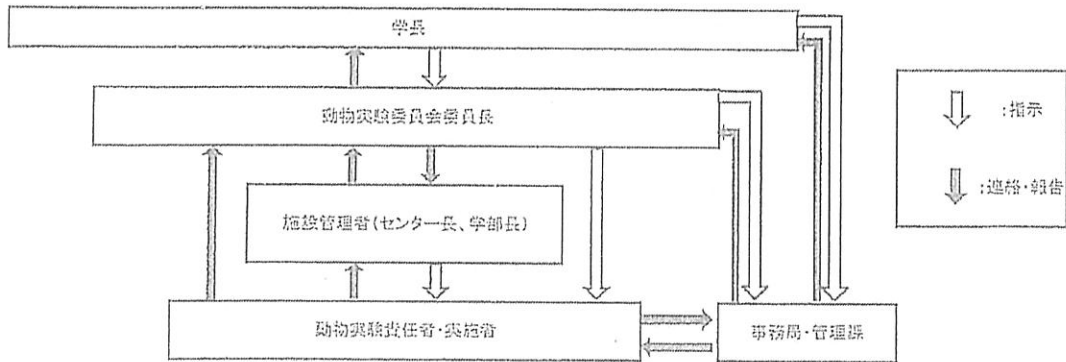
災害発生時には、施設長、動物実験委員会委員長等の指揮の下、以下の対応をとる。

（動ける者が初動対応することが原則）

- 1) 施設全体（実験動物含む）の被害状況の概要を把握する
- 2) 対策本部を設け、職員の安否、出勤の可否などを確認し、具体的な復旧行動計画を練る
- 3) 飼育動物の飼育室外への逸走の有無を確認する
- 4) 逃亡動物の収容・選別（止むを得ぬ場合の安楽死措置）、給餌・給水体制の確立、動物死体の処置、飼育室等の清掃・衛生処理など、順次緊急度を要するものから復旧作業にとりかかる

3. 休日・夜間・緊急時の連絡体制

【別紙5-2】



\* 具体的な連絡先等は、別紙にて定める。

2022年度 動物実験教育訓練・組換えDNA実験教育訓練 実施記録

1. 日 時 令和 4年 7月13日(水) 17時00分 ～ 18時30分
2. 開催要領 Zoom配信
3. 対 象 実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者(含む学生)  
組換えDNA実験実施者
4. 内 容 第一部(教員および3学年学生対象)
- 1) 動物実験に関する講話 講師:辻 稔 教授(動物実験委員会委員長、薬学部教授)
- 2) 組換えDNA実験に関する講話 講師:八木秀樹 教授(組換えDNA実験安全委員会委員長、薬学部教授)
- 第二部(教員対象)
- 1) 動物実験申請等の手続きについて 講師:辻 稔(動物実験委員会委員長、薬学部教授)
- 2) 組換えDNA実験等の手続きについて 講師:山中将敬(薬学部 講師)
5. 受講者 大田原キャンパス 合計 199名(教職員 22名、学生 177名)  
配信先) 大川キャンパス
6. 所 感 コロナ禍の影響から今年度も Zoom によるオンライン開催となった。  
開催スタイルは大田原キャンパスと大川キャンパスをオンラインで結び二部構成のプログラムで実施した。  
一部は辻動物実験委員長(薬学部教授)による動物実験に関する法令ならびに本学動物実験規程についての説明があった。動物実験を行う上での大原則である3Rの実践についての詳しい説明が加えられた。  
一方、二部については山中先生(薬学部講師)による遺伝子組換え実験に関する法令ならびに遺伝子組換え生物等の拡散防止をポイントにおいた説明であった。  
今回もコロナ感染リスク回避のためのオンライン開催、このような特別対応は今回が最後であって欲しい。来年度はお互い顔の見える従来の対面による教育訓練開催ができるようお願いしたい。

以 上

文責)管理課 平山義典

# 実施記録

【別紙7】

国際医療福祉大学 大田原キャンパス

件名	令和4年度 動物慰霊祭	日時	2022年12月 13日(火) 18時00分～18時35分
		場所	F101
		参加者数	180名
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和4年度動物慰霊祭 式次第</li> <li>● 教職員参加者名簿 出席)20名</li> <li>● 学生参加者一覧(PS・4学年) 出席)160名</li> <li>● 記録写真(抜粋)</li> </ul>		
内 容			
<p>1. 会場設営(16時00分～16時30分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・祭壇、献花台、受付の設営</li> <li>・音響、照明、空調の調整確認(献花用BGM音量確認)</li> <li>・正面スクリーンへ席次表を映写(開式まで)</li> <li>・出席読取機を3台設置</li> <li>・祭壇用花、献花の配備</li> <li>・祭壇・献花台用シート(大・小)、遺影写真(マウス・ラット)、霊札(位牌)をセッティング</li> </ul> <p>2. 受付(17時20分～状況をみて撤収)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席読取機3台にて出席確認</li> <li>・学生証を忘れた学生は、出席票(教務課様式)に記入</li> </ul> <p>3. 会場誘導(17時20分～18時10分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口付近、会場内にて誘導</li> <li>・出入口は3箇所</li> </ul> <p>4. 司会進行(18時00分～18時30分)</p> <p>管理課・平山</p> <p>5. 動物実験委員会委員長挨拶</p> <p>辻 稔 教授</p> <p>6. 献花</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長 ⇒ 学科長 ⇒ 事務部長 ⇒ 学生代表者 ⇒ 教員の順。</li> <li>・各班の代表者が献花(10班×2名=20名)</li> <li>・職員が献花者を誘導。2名ずつの献花を繰り返す。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>			